平成２９年（フ）第２９９号
横浜市青葉区美しが丘１丁目５番地１　上杉ビル第一406
債務者　金子　大夢
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４７号
横浜市港南区笹下７丁目７番３号　ハイツ南桜201
債務者　高木　孝康
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５２号
横浜市青葉区荏田町640番地
債務者　二瓶　千秋
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６８６号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目18番９号　コーポカワシマＥ号
債務者　溝口　洋昭
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６９９号
神奈川県鎌倉市腰越４丁目４番34号
債務者　砂川あい子（旧姓曽我）
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２１号
神奈川県大和市上和田841番地　サンタウン桜ケ丘103
債務者　新田　勝也
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７３２号
神奈川県大和市柳橋３丁目16番地　ハイム桜ケ丘13―205号
債務者　岡田　双美
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７３６号
横浜市港北区大倉山１丁目３番13―303号
債務者　佐々木聖美
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６９７号
横浜市旭区左近山16番地の７　左近山団地１街区９棟203号
債務者　一條　恒男
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６９８号
横浜市旭区左近山16番地の７　左近山団地１街区９棟203号
債務者　一條　良子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１１号
群馬県富岡市富岡2145番地１
破産者　新井　康之
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２２７号
群馬県高崎市石原町1753番地28
破産者　林　タマヱ
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２０２号
神奈川県小田原市本町２丁目２番16―704号陽輪台小田原、開始決定時の住所神奈川県小田原市栄町２丁目12番35号
破産者　永井　健詞
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７８号
徳島県徳島市末広５丁目１―48　ルーク末広405号、旧住所徳島県徳島市南沖洲５丁目４番20号
破産者　木下　泰輔
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７９号
徳島県徳島市応神町古川字戎子野67番地の２オーブⅠ　103号室、旧住所徳島県徳島市南沖洲５丁目４番20号
破産者　木下　恭輔
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部